

産業建設委員会

(所管事務調査資料)

愛知御津駅周辺まちづくり整備事業の事業計画について

令和4年12月15日

豊川市都市整備部都市計画課

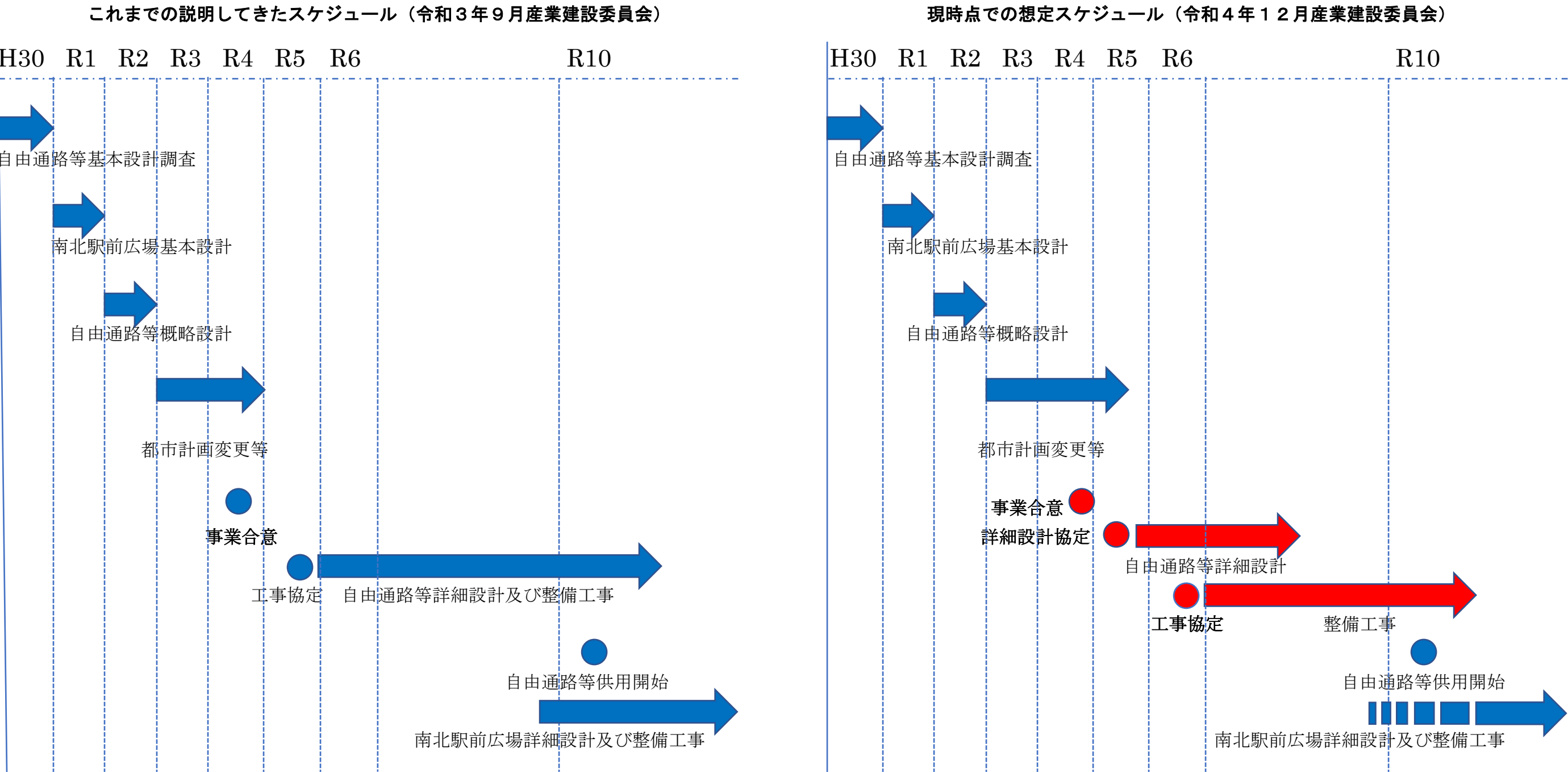
1 事業計画の変更について

令和4年10月頃を目標として事業合意を目指していましたが、令和2年度に実施した概略設計以降、社会情勢の急激な変化が生じ影響が懸念されることなどから、コスト削減を視野に入れた調達の見直しなどを含め概略設計の精査を行う必要があると豊川市、東海旅客鉄道株式会社（以下JR東海）双方で確認を行いました。そのため、これまで工事協定に含まれていた詳細設計を分離して行うこととし、実施にあたっては詳細設計に関する協定を工事協定に先立ち別途締結する方針で進めていくことといたします。

詳細設計協定を別途締結することにより、スケジュールについて、一部、変更が生じますが、自由通路の供用開始予定時期に変更はありません。

なお、駅前広場の整備については事業費の平準化を考慮しながら検討してまいります。

2 今後のスケジュール



3 事業合意（覚書）の内容について

愛知御津駅自由通路新設、現駅舎の橋上駅舎化並びに駅前広場整備等について、ＪＲ東海と豊川市がお互いに調整協力して事業を進めていくために必要な基本的事項をまとめたもので、主なものとして以下の内容について合意を目指すものです。

【基本計画】	●自由通路、橋上駅舎並びに駅前広場の計画及び供用開始時期の方針を定める。 ●豊川市は、自由通路、橋上駅舎並びに駅前広場にかかる都市計画決定等の協議及び諸手続きを履行する。
【自由通路新設】	●自由通路新設に必要となる費用は、国の定める「自由通路の整備及び管理に関する要綱」に基づき、豊川市が全額を負担する。 ●自由通路は、豊川市の財産とし、豊川市が維持管理する。
【橋上駅舎化】	●自由通路新設に伴う機能補償としての橋上駅舎化に必要となる費用は、「自由通路の整備及び管理に関する要綱」に基づき、駅舎の建替え相当額を除き、豊川市が全額を負担する。ただし、ＪＲ東海の都合により機能向上することとした場合は、その部分についてＪＲ東海が負担をする。 ●橋上駅舎は、ＪＲ東海の財産とし、ＪＲ東海が維持管理する。
【工事等の施行】	●自由通路新設及び橋上駅舎化並びにそれに伴う鉄道施設の移設等の設計及び工事は、ＪＲ東海が豊川市から委託を受けて施行する。 ●設計及び工事は、自由通路の都市計画決定及び駅前広場の整備に関する諸手続きの目途が立ち、工事を中断することなく行うことができるとＪＲ東海が判断した後に、市とＪＲ東海が詳細設計協定及び工事協定を締結のうえ着手する。
【用地処理】	●ＪＲ東海は、自由通路新設及び駅前広場整備に必要となるＪＲ東海の用地を豊川市へ有償譲渡する。
【その他】	●豊川市又はＪＲ東海は、その事由・原因によらず本事業を中止しようとする場合は、直ちに書面により相手側に通知する。 ●災害などやむを得ない場合を除き、自らの責めに帰すべき事由により本事業が中止になった場合は、相手方に対して、原状回復に要する費用を始めとする損害賠償が発生する